

事 務 連 絡
令和 8 年 2 月 13 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等河川部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課管理企画指導室課長補佐

除害施設の設置促進に向けた取組について（周知・依頼）

日頃から、下水道行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、下水道施設の機能確保や公共用水域の水質保全の促進を図る観点から、下水道施設の機能確保を図るため、除害施設の設置が必要な民間事業場等の全てに除害施設が設置されることを目標とし、民間事業場等に対して、除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を活用した設置を促してきたところです。

全国平均では、令和 8 年度末までに汚水処理施設の概成が見込まれていますが、除害施設の設置完了に至るまでには更に一定の期間を要する（※1）ことから、令和 8 年度末までに供用が開始される排水区域内に関しては、令和 9 年度末までに除害施設の設置が完了することを目標とし、引き続き除害施設の設置を促すことができるよう、この度、上記特例措置も延長されることとなりました（※2）。

（※1）令和 6 年 11 月より、強靱で持続可能な上下水道を実現するための基盤の強化に向けた取組の方向性について議論された、上下水道政策の基本的なあり方検討会の「第 2 次とりまとめ」（令和 8 年 1 月 20 日公表）においても、「令和 8 年度に、全国平均では汚水処理施設の概成が見込まれるものの、数百万人が汚水処理施設を利用できない状況が解消されるまでには一定の期間を要すると想定される」旨示されているところ。

（※2）本特例措置の延長については、今後の国会で関連税法が成立することが前提となります。概要は別紙のとおり。

つきましては、各下水道管理者におかれましては、令和 8 年度末までに供用が開始される排水区域内の除害施設の設置促進に向けて、下記のとおり取り組むようお願いいたします。

記

- ・ 除害施設設置完了には一定の期間を要するため、令和8年度末までに供用が開始される排水区域内においては、令和9年度末までに設置完了を達成するよう引き続き除害施設の設置の促進に努めること。
- ・ 除害施設の設置促進にあたっては、事業者の経済的負担の軽減の観点から、上記税制による措置が有用であるため、除害施設を設置すべき事業者に対して、引き続き積極的な税制措置の活用を促すよう取り組むこと。

各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）に対し、本件について周知いただきますようお願いいたします。

以上

除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の概要
（令和8年度及び令和9年度）

※今後の国会で関連税制法が成立することを前提

○期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

○対象者

従前と変更ない。

【参考】

令和4年4月1日以後、新たに下水道が整備された区域内の工場又は事業場において、既に当該区域内で事業を営んでいる者に限定する。

○税率

従前と変更ない。

【参考】

課税標準の特例率

（ア）大臣配分又は知事配分資産 5分の4

（イ）その他の資産 5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲において市町村の条例で定める割合

○対象装置

沈澱又は浮上装置、油水分離装置、中和装置

【参考】令和8年3月31日まで

沈澱又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置